

五島市監査委員公表第3号

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について、五島市議会議長、五島市消防長及び五島市農業委員会会長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成30年2月9日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

29五議第715号  
平成29年11月15日

五島市監査委員 橋本平馬様  
五島市監査委員 神之浦伊佐男様

五島市議会議長 谷川 等

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成29年11月1日付け29五監第350号による平成29年度定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 監査の対象 議会事務局
- 2 指摘事項及び講じた措置

◎準公金等に関する事務について

<指摘事項>

監査対象15部局のうち11部局において、68団体75件の公金以外の現金等（募金を除く。）を管理していた。公金以外の現金等については、その管理が本来あるべき団体によって行われるよう事務の移管に努められたい。

市の職員が団体の現金等を準公金として取り扱うためには、五島市準公金取扱事務処理規程（以下「準公金規程」という。）第3条が定める取扱いの要件を満たしているか検討し、所管課等の長の決裁を受ける必要があるが、全ての部局において決裁を受けていなかった。速やかに決裁を受けたうえで、準公金規程に則り適正に管理されたい。

また、準公金規程第2条に定義する「準公金」に該当しない公金以外の

現金等の管理についても、準公金規程に準じ管理されたい。

### 【講じた措置】

#### 1 議員互助会について

議員互助会は、市議会議員が市内行事への参加、理事者との意見交換や他市議会との交流を行うなど、市の事務と密接に関連しており、その事務を議会事務局職員が公務の一環として行うことに公益性が認められる。また、議員互助会内で出納経理等事務処理体制を十分確保することが困難であり、議員互助会規約第6条においても互助会の事務は議会事務局において処理することと規定されていることから、平成29年9月14日に事務局長の決裁を受けた上で、準公金の取り扱いに準じて当事務局で適正に管理することとした。  
(局長決裁写しを添付)

#### 2 五峰会について

五峰会は、五島市議会議員 OB で組織する団体で、理事者との意見交換や市内施設の視察を行うなど、市の事務と密接に関連しており、その事務を議会事務局職員が公務の一環として行うことに公益性が認められる。また、五峰会内で出納経理等事務処理体制を十分確保することが困難であり、五峰会会則第8条においても、本会の事務は、五島市議会事務局で処理することと規定していることから、平成29年9月14日に事務局長の決裁を受けた上で、準公金の取り扱いに準じて当事務局で適正に管理することとした。(局長決裁写しを添付)

#### <指導事項>

- ① 預金通帳と銀行届出印を同じ金庫等に保管していた。また、預金通帳と銀行届出印は別に保管しているものの、金庫等の鍵を同一の職員が管理している状況が見受けられた。事故防止のため個別に管理されたい。

### 【講じた措置】

預金通帳と銀行届出印を別々の鍵付金庫等に保管することとした。また、保管場所の鍵については別場所に鍵をかけて保管し、その鍵をそれぞれ職員が管理することとした。

29五消本第1042号  
平成29年12月25日

五島市監査委員 橋本平馬 様  
五島市監査委員 神之浦伊佐男 様

消防長 今村威徳  
(公印省略)

平成29年度定期監査（前期）の結果に係る措置について

平成29年10月6日付け29五監第328号で通知を受けたことについて、  
別添のとおり措置したことを報告します。

## 消防本部・消防署

### (2) 補助金に関する事務について

#### <指摘事項>

- ① 幼少年婦人防火委員会運営費補助金については、事業費より多く交付されていることから、補助金を減額し、交付額確定時に返還させるべきである。

#### 【講じた措置】

事業費を上回る補助金については、実績報告に基づき額の確定及び返還命令を行い返還予定です。また、本年度から支出事務手続きについては、実績報告書等のチェックを係内で徹底しています。

#### <指導事項>

- ② 要綱等において毎年度別に定めるとされている交付申請書の提出期限を定めていないものが見受けられたので、適正に処理されたい。

#### 【講じた措置】

提出期限を「五島市幼少年婦人防火委員会会議において、予算の承認を受けた日から10日以内とする。」等の内容で起案し、平成29年8月31日決裁を受けた。

- ③ 市が事務局を担当している補助事業について、実績報告書に添付すべき書類を省略しているもの、市が受理した文書と補助事業者が起案した文書を同一のフォルダに保存しているものが見受けられた。補助事業の実施主体として当該事業の遂行を目指す立場と当該事業を指導監督する市の立場を整理し、適正な事務の執行に努められたい。

#### 【講じた措置】

実績報告書に領収書等を複写、添付し、また、市が受理した文書と五島市幼少年婦人防火委員会が起案した文書を平成29年9月12日に別々のフォルダに移し替えた。

### (3) 準公金等に関する事務について

#### <指摘事項>

- 監査対象15部局のうち11部局において、68団体75件の公金以外の現金等（募金を除く。）を管理していた。公金以外の現金等については、その

管理が本来あるべき団体によって行われるよう事務の移管に努められたい。

市の職員が団体の現金等を準公金として取り扱うためには、五島市準公金取扱事務処理規程（以下「準公金規程」という。）第3条が定める取扱いの要件を満たしているか検討し、所管課等の長の決裁を受ける必要があるが、全ての部局において決裁を受けていなかった。速やかに決裁を受けたうえで、準公金規程に則り適正に管理されたい。

また、準公金規程第2条に定義する「準公金」に該当しない公金以外の現金等の管理についても、準公金規程に準じ管理されたい。

### 【講じた措置】

五島市幼少年婦人防火委員会の準公金の管理については、当委員会の活動内容が市の事務と密接に関連しており、市の職員が委員会の事務を行うことに公益性が認められ、また、団体の出納経理等の事務処理体制が十分でないという準公金規程第3条に定める取扱いの要件を満たしているため、平成29年9月13日に消防長の決裁を受けた上で、準公金規程に則り適正に管理することとした。

五島市危険物安全協会の準公金に該当しない公金以外の現金等の管理については、当協会の活動内容が市の事務と密接に関連しており、市の職員が協会の事務を行うことに公益性が認められ、また、団体の出納経理等の事務処理体制が十分でないという準公金規程第3条に定める取扱いの要件を満たしているため、平成29年11月13日に消防長の決裁を受けた上で、準公金規程に準じて適正に管理することとした。

五島市消防団互助会の準公金に該当しない公金以外の現金等の管理については、約1400名の団体の経理業務が多岐にわたり、団体の出納経理等の事務処理体制が十分でないという準公金規程第3条に定める取扱いの要件を満たしているため、平成29年11月13日に消防長の決裁を受けた上で、準公金規程に準じて適正に管理することとした。

福江地区消防運営費の準公金に該当しない公金以外の現金等の管理については、約550名の団体の経理業務が多岐にわたり、団体の出納経理等の事務処理体制が十分でないという準公金規程第3条に定める取扱いの要件を満たしているため、平成29年11月13日に消防長の決裁を受けた上で、準公金規程に準じて適正に管理することとした。

福江地区消防連合後援会の準公金に該当しない公金以外の現金等の管理については、当後援会の活動内容が市の事務と密接に関連しており、市の職員が委員会の事務を行うことに公益性が認められ、また、団体の出納経理等の事務処理体制が十分でないという準公金規程第3条に定める取扱いの要件を満たしているため、平成29年11月13日に消防長の決裁を受けた上で、準公金規程に則り適正に管理することとした。

<指導事項>

- ① 預金通帳と銀行届出印を同じ金庫等に保管していた。また、預金通帳と銀行届出印は別に保管しているものの、金庫等の鍵を同一の職員が管理している状況が見受けられた。事故防止のため個別に管理されたい。

**【講じた措置】**

事前の準公金等の取扱いに関する調の中で、誤って印鑑の保管場所を課長補佐と報告してしまった。実際、印鑑は課長が保管しており、今後も印鑑と金庫の鍵は別の者が保管するよういたします。

29五農委第1170号

平成29年12月7日

五島市監査委員 橋本平馬様

五島市監査委員 神之浦伊佐男様

五島市農業委員会会長 山田勝久

平成29年度定期監査（前期）の結果に係る措置について

このことにつきまして、地方自治法第199条第12項の規定により、措置を講じましたので別紙のとおり通知いたします。



## 農業委員会

### (1) 使用料及び手数料に関する事務について

#### <指導事項>

- ⑦ 手数料については、五島市手数料条例第5条において「すべて前納とする」と規定されているが、交付後に納付している事例が見受けられたので、条例の規定に基づき適正に処理されたい。

#### 【講じた措置】

申請書受付⇒納付書作成⇒納付確認⇒証明書交付の手順で処理することとした。

### (3) 準公金等に関する事務について

#### <指摘事項>

監査対象15部局のうち11部局において、68団体75件の公金以外の現金等（募金を除く。）を管理していた。公金以外の現金等については、その管理が本来あるべき団体によって行われるよう事務の移管に努められたい。

市の職員が団体の現金等を準公金として取り扱うためには、五島市準公金取扱事務処理規程（以下「準公金規程」という。）第3条が定める取扱いの要件を満たしているか検討し、所管課等の長の決裁を受ける必要があるが、全ての部局において決裁を受けていなかった。速やかに決裁を受けたうえで、準公金規程に則り適正に管理されたい。

また、準公金規程第2条に定義する「準公金」に該当しない公金以外の現金等の管理についても、準公金規程に準じ管理されたい。

#### 【講じた措置】

福江地区農業者年金受給者協議会の準公金の管理について、当協議会の活動が市の事務と密接に関連しており、市職員が協議会の事務を行うことに公益性が認められ、また、団体の出納経理等事務処理体制が十分でないという準公金規程第3条が定める取扱いの要件を満たしているため、平成29年9月7日に所管課長の決裁を受けたうえで、準公金規程に則り適正に管理することとした。

<指導事項>

- ① 預金通帳と銀行届出印を同じ金庫等に保管していた。また、預金通帳と銀行届出印は別に保管しているものの、金庫等の鍵を同一の職員が管理している状況が見受けられた。事故防止のため個別に管理されたい。

**【講じた措置】**

預金通帳と銀行届出印をそれぞれ鍵の掛かる鉄庫へ別々に保管し、銀行届出印の鍵の管理は経理責任者である事務局長が、預金通帳の鍵の管理は、経理担当職員が行うこととした。